

2017年度 会員規約

(競走用馬ファンドの契約にあたって)

《契約成立前(時)の交付書面》

保存版

本商品投資契約は、契約締結後、本書面掲載の会員規約に則って運用されます。
出資契約が終了するまでの間、本書面を保存してください。

発行：株式会社 **サラブレッドクラフティオン**

(作成年月日：平成29年11月 7 日)

【注意事項】競走用馬ファンドのリスク・出資金保証に関する概要について

必ずお読みください

●競走用馬ファンドは、収入が保証されるものではありません。競走馬によっては、馬体状況等により競走に出走することなく引退することがあります。また、出走した場合においても、競走成績不振により出資元本を上回る賞金を獲得できないことがあります。したがって、会員が出資した元本の保証はありません。

●競走用馬ファンドは、当該出資馬を日本中央競馬会又は地方競馬全国協会に馬主登録のあるクラブ法人により競馬に出走することにより賞金等を取得させ、当該賞金等から諸経費及び利益分配額に係る源泉徴収所得税（利益分配額の20.42%）を控除した額（獲得賞金分配対象額）を、クラブ法人は愛馬会法人に対して支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、当該支払金額から利益分配額に係る源泉徴収所得税（利益分配額の20.42%）を控除して、当該出資額の額を出資割合に応じて算出し、顧客に対して支払うというファンドスキームです。獲得賞金分配対象額に含まれる出資返戻金が、当該出資馬に出資した元本を下回る場合もあり、この場合、顧客が出資した元本の全額は戻りません。

●本商品投資契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約に基づいており、匿名組合営業者の報酬は、当該出資馬が獲得した賞金の3%（重賞競走の場合には5%）です。

（獲得賞金に係る特別出走手当に対してはいずれも営業者の報酬はいただきません。）会員の方の出資金支払いにつきましては、競走馬の代金に相当する競走馬出資金納入のほか、競走馬の維持費相当額等を毎月追加出資する仕組みとなります。

●本競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条の6（書面による解除）の適用を受けず、本商品投資契約については、クーリングオフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除）はありません。

●会員が出資した出資馬の権利義務（商品投資受益権）は譲渡できません。また、会員名義の変更は、相続等による承継を除いて行いません。

●金融商品取引法第47条の3により、会員は、金融商品取引業者が内閣府令に基づいて提出した事業報告書を愛馬会法人の営業所において縦覧することができます。

●本商品投資契約の詳細につきましては、会員規約に記載しています。また競走用馬の血統及び飼養管理に関する繋養先については『2017年〔1歳馬〕募集のご案内』に記載しています。両書面をよくお読みいただき、競走用馬ファンド及び本商品投資契約の特徴とリスクをご理解のうえ、出資申込をご検討ください。

●本書面記載の会員規約は、金融商品取引法第37条の3に規定する『契約締結前の交付書面』及び同法第37条の4に規定する『契約締結時の交付書面』を兼ねるものです。会員規約に基づいて当該出資馬の運用等が行われますので、契約終了まで本書面を保存ください。出資する方法と契約の締結につきましては、出資申込書を郵送することにより出資申込を行い、出資馬が決定した際に送付する「応募結果通知書」記載の年月日の時点で契約が成立します。出資契約成立後に愛馬会法人は、『契約締結時の交付書面』として出資会員の方に請求明細書を郵送通知し、この通知日をもって契約締結を確認します。

●本書面は平成29年11月7日現在の法令に基づき作成されています。法令等の改正により取扱いが変更される可能性があります。

《目次》

1. 愛馬会法人及びクラブ法人	
(1)愛馬会法人	1
(2)クラブ法人	1
2. 会員から出資された財産の運用形態	1
3. 愛馬会法人への入会及び商品投資受益権の販売に関する事項	
(1)入会及び出資申込の方法並びに出資金等払込の期日及び方法等	2
(2)商品投資受益権の名称	4
(3)販売予定総額及び口数	4
(4)販売単位	4
(5)出資申込期間及び取扱場所	4
4. 愛馬会法人が会員から徴収する会費（経費）及び追加出資金の徴収方法	
(1)一般会費	4
(2)維持費出資金	5
(3)保険料出資金	5
(4)G I 競走優勝に係わる祝賀費用等預り金及び祝賀費用等精算金	6
(5)海外遠征出資金	6
(6)事故見舞金返還義務出資金	7
5. 匿名組合損益の帰属	7
6. 会員への利益分配に対する課税方法及び税率	
(1)会員が個人の場合	7
(2)会員が法人の場合	7
7. 匿名組合契約（商品投資契約）期間に関する事項	7
8. 匿名組合契約（商品投資契約）の変更に関する事項	7
9. 匿名組合契約の解除に関する事項	
(1)解約の可否及びその条件	8
(2)解約の方法	8
(3)解約申込期間	8
(4)解約によるファンドへの影響	8
(5)クーリングオフについて	8
10. 商品投資受益権の譲渡に関する事項	8
11. 会員から出資された財産の投資の内容及び財産管理方針に関する事項	
(1)商品投資の内容及び投資制限	8
(2)借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無	9
(3)当該出資馬の繰上げ運用終了の有無	9
(4)運用開始予定日について	9
(5)運用終了予定日について	9
(6)競走用馬ファンドの運用に係る計算期間	10
(7)会員から出資を受けた財産の管理口座	10
12. 商品投資販売契約等の種類並びに会員の権利及び責任の範囲	
(1)商品投資販売契約の種類	10
(2)事業報告書の縦覧	10
(3)会員から出資された財産の所有関係	10
(4)会員の第三者に対する責任の範囲	10
(5)出資された財産が損失により減じた場合の会員の損失分担に関する事項について	11
(6)会員から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権	11
13. 競走用馬ファンドから支払われる管理報酬及び手数料について	12
14. 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法	14
15. 競走用馬ファンドの支払金に関する事項	
(1)月次分配	14
(2)年次分配	15
(3)引退精算分配	15
(4)適用除外	15
16. 運用終了時（引退時）の支払について	
(1)精算金額の計算方法	15
(2)支払方法及び支払時期	15
17. 会員への運用状況の報告の方法、頻度及び時期	
(1)期間運用報告書	15
(2)財産運用状況報告書・分配金及び出資金通知書	15
18. 競走用馬ファンド当該出資馬に係る資産評価に関する事項	16
19. 計算期間に係る競走用馬ファンド（当該出資馬）の貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無	16
20. 当該商品投資受益権に関わる紛議について	16
21. 商品投資契約に係る法令等の概要	16
22. 会員が愛馬会法人の営業所において事業報告書を閲覧できる旨	16
23. 当該出資馬の海外遠征	16
24. 賞品売却分配金の算出方法について	
(1)純金メダル、金製品の場合	17
(2)金製品以外の宝飾品等の場合	17
25. 当該出資馬の地方競馬への競走馬登録・在籍について	
(1)N A Rへの競走馬登録と出資馬の運用について	17
(2)J R A未勝利馬を地方競馬に転籍した後再度J R Aに登録する制度について	17
(3)引退・運用終了の判断とその後の地方競馬への出走について	17
26. 個人情報の取扱い及び利用目的の特定について	
(1)収集・登録・利用	17
(2)利用目的	18
(3)個人情報の第三者提供について	18
(4)開示・訂正・削除	18
27. 金融商品取引法の関連法令に定める契約時書面の記載事項	
(1)商号、名称及び登録番号	18
(2)当該契約の営業所又は事務所名	18
(3)当該契約の概要	18
(4)当該契約成立の年月日	18
(5)租税に関する事項	18
(6)会員の氏名又は名称	18
(7)会員が業者に連絡する方法	18
(8)自己又は委託の別（取引の種別）	19
(9)売付け等又は買付け等の別	19
(10)銘柄	19
(11)約定数量	19
(12)単価、対価の額、約定数値その他取引一単位あたりの金額又は数値	19
(13)会員が支払うこととなる金銭の額及び計算方法	19
(14)取引の種類	19
(15)当該有価証券の譲渡制限の有無とその内容	19
(16)当該契約の種類並びに会員の権利及び責任の範囲に関する事項	19
(17)当該商品受益権に係る契約期間に関する事項	19
(18)当該契約の解約に関する事項	19
(19)商品ファンドの収益の分配の方法	19
(20)満期時の償還金の支払方法及び繰上償還がある場合における当該償還金の支払方法	19
(21)配当及び償還金に対する課税方法及び税率	19
(22)当該契約における競走用馬の血統及び飼養管理の状況に関する事項	19

1. 愛馬会法人及びクラブ法人

(1)愛馬会法人

- ・商号：株式会社サラブレッドクラブライオン
- ・住所：東京都千代田区神田小川町三丁目6番地2
- ・代表者：田畑利彦
- ・登録番号：関東財務局長(金商)第1592号
- ・資本金：1,000万円
- ・主要株主：田畑利彦
- ・他に行っている事業：該当なし

(2)クラブ法人

- ・商号：ライオンレースホース株式会社
- ・住所：東京都千代田区神田小川町三丁目6番地2
- ・代表者：田畑マヤ
- ・登録番号：関東財務局長(金商)第1603号
- ・資本金：1,000万円
- ・主要株主：田畑マヤ、田畑利彦
- ・他に行っている事業：該当なし

2. 会員から出資された財産の運用形態

顧客は、愛馬会法人の運営する愛馬会に入会し愛馬会会員となります（以下「会員」という）。会員と愛馬会法人との間の匿名組合契約及び愛馬会法人とクラブ法人との匿名組合契約を通じて行われる競走用馬（または「競走馬」という）への出資、運用、分配の仕組としては、概略以下のとおりとなります。①会員は、出資の対象となる競走用馬を選択し、愛馬会法人との匿名組合契約に基づき、これに対応する出資金を愛馬会法人に支払う。②愛馬会法人は、この出資金をもって競走用馬（本書面において「当該出資馬」という）を取得する。③愛馬会法人は、クラブ法人との匿名組合契約に基づき、当該出資馬を日本中央競馬会（以下「JRA」という）及び地方競馬全国協会（以下「NAR」という）に馬主登録のあるクラブ法人に現物出資する。④クラブ法人は、当該出資馬をJRA等（※NARが管轄する地方競馬に登録・在籍させる場合があります（後述「25. 当該出資馬のNARへの競走馬登録・在籍について」記載のとおり）の競走に出走させることにより運用する。⑤クラブ法人は、当該出資馬をJRA等の競走に出走させることにより得られた賞金（後述「12.(6)①」参照）その他の収入から諸経費等を控除した額（本書面において経費等を控除した額は「獲得賞金分配対象額」という）を、愛馬会法人に対して分配する。⑥愛馬会法人は、当該分配額を出資口数に応じて算出し、会員に対して分配する。⑦会員は、競走用馬の購入代金に対応する出資金（以下「競走馬出資金」という）のほか、維持費出資金その他の追加出資金を支払う。

獲得賞金分配対象額は、一定の基準（後述「14.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配額に区分計算します。愛馬会法人は、この分配作業を月次において行い、会員に分配します（以下「月次分配」という）。獲得賞金分配対象額のうち、JRA等がクラブ法人に支払う賞金からは、源泉徴収が行われます（以下「JRA等の源泉徴収」という）。また、愛馬会法人とクラブ法人との間の当該出資馬の現物出資は匿名組合契約で行われることから、クラブ法人から愛馬会法人に賞金が支払われる際、匿名組合の利益分配に対して20.42%が源泉徴収されます（以下「クラブ法人の源泉徴収」という）。「JRA等の源泉徴収」に伴う源泉徴収所得税はクラブ法人に帰属し、また、「クラブ法人の源泉徴収」に伴う源泉徴収所得税は愛馬会法人に帰属しますが、計算期間（後述「11.(6)」記載のとおり）終了後において、クラブ法人及び愛馬会法人の各々の決算にあたって上記各源泉徴収所得税を精算し、クラブ法人が「JRA等の源泉徴収」を、愛馬会法人が「クラブ法人の源泉徴収」を受けた場合には、このいずれの源泉徴収所得税についても、源泉税精算相当額として愛馬会法人から会員に分配されるものとします。この分配作業は年次において行い、一定の基準（後述「14.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配額に区分計算して会員に分配します（以下「年次分配」という）。

当該出資馬について、やむを得ない理由によりJRA等の競走馬登録を断念せざるを得ない、あるいはJRA等の競走馬登録を抹消する、などの理由で運用が終了する際に分配金のある場合には、愛馬会法人は引退時における分配作業を行い、一定の基準（後述「14.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配額に区分して会員に分配します（以下「引退精算分配」という）。

なお、分配は収入を得た場合に行われますので、「月次・年次・引退精算」による各分配は、必ずしも予定されたものではありません。

愛馬会法人は、月ごとの計算期間（当該月の1日から31日）末日に会員への分配金・追加出資金等をまとめ、原則として翌月25日頃に通知します。

3. 愛馬会法人への入会及び商品投資受益権の販売に関する事項

[新規入会される方は、よくお読みください]

(1)入会及び出資申込の方法並びに出資金等払込の期日及び方法等

①新規に入会する顧客の場合

募集馬に対して出資を希望する顧客については、まず、愛馬会法人へ入会していただく必要がありますので、本書を熟読の上、以下に定める所定の手続きを行って下さい。但し、学生、未成年者、成年被後見人、被保佐人、破産者、競馬関与禁（停）止者、暴力団関係者等のいわゆる暴力団等反社会的勢力とみなされる者、愛馬会法人が不適当と判断した方は入会できません。顧客は、暴力団等反社会的勢力でないことを表明、確約します（後述③参照）。また、顧客自らの事業目的に愛馬情報等を利用する蓋然性があると愛馬会法人が判断した場合、入会をお断りする場合があります。その他、本書面記載内容を理解するに十分な日本語の素養がないと思われる外国人の方や、海外に居住する当の理由により、出資、請求、分配等に関わる愛馬会法人と会員間の通信事務が滞る恐れが生じる、もしくは愛馬会法人が行う源泉徴収において国内居住者と同様の整合性確保が難しいと判断される恐れのある場合など、入会をお断りすることがあります。

I 出資申込の方法等

顧客は、別添の『入会・出資申込書』に必要事項を記入し、本人確認書類（公的証明書の写し）と、個人番号（マイナンバー）を添えて愛馬会法人に、募集カタログに記載された期日までに必着するように送付してください。2回目の出資以降は、愛馬会ホームページからの出資申込み入力または、電話（口頭）による出資申込みも可能となります。募集対象口数を超えて申込があった場合には、抽選によって出資者を決定します。

なお、本人確認書類は以下のとおりです。

個人：運転免許証、パスポートの写しのいずれかひとつ。

上記が無い場合は健康保険証、年金手帳、住民票の写しから2点、または1点と補完書類。

法人：代表者個人の本人確認書類に加えて法人の登記簿の写し。

＊補完書類…公共料金の領収書、社会保険の領収書、納税証明書など

＊公的証明書、補完書類は6ヶ月以内に作成・発行されたものに限りします。

顧客の出資馬が確定した場合には、愛馬会法人は顧客に対して『応募結果通知書』を送付します。

競走馬出資金等に関するご請求については、顧客が毎月末日（愛馬会法人が休業日の場合は前営業日）までに愛馬会法人に必着するように別添の『入会・出資申込書』を送付して頂ければ、翌々月4日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から、顧客指定の金融機関口座で自動振替を開始させていただきます。自動振替をする金額につきましては、自動振替をする当該月の前月25日頃に顧客に対して『請求明細書』を送付します。

なお、『会員証』の発行につきましては入会金の、また『出資証書』の発行につきましては競走馬出資金の入金確認が取れ次第、顧客に対して送付します。（※但し、分割払いの場合は完納後となります）。

II 『請求明細書』に記載予定の項目

a. 入会金：21,000円

退会后2年以内に出資申込の場合は不要です。但し、出資馬が引退により1頭もいなくなった場合の退会者に限ります。

b. 競走馬出資金：

○一括払いの場合には全額。但し、申込時期に応じて所定の一括払い割引率が適用されます。

○分割払いの場合には初回金分、次回以降は当該月の分割金額。但し、申込時期に応じて所定の分割払い割引率が適用されます。又、最終回は2歳5月となります。分割払いの回数は出資申込の時期によって異なりますのでご注意願います。（※例えば、初回支払月が2歳1月の場合にあっては、分割払い回数は5回となります。）

○ボーナス一括払いの場合には全額。

お支払いは、当該出資馬の2歳1月4日に自動振替となります。

c. 一般会費：※後述「4.(1)」参照。

d. 維持費出資金：※後述「4.(2)」参照。

e. 保険料出資金：※後述「4.(3)」参照。

②既に会員になっている顧客の場合

I 出資申込の方法等

既に会員になっている顧客については、本書を熟読の上、別添の『出資申込書』に必要事項を記入して愛馬会法人に送付して下さい。又、愛馬会ホームページからの出資申込み入力または、電話（口頭）による出資申込みも可能です。

会員の出資馬が確定した場合には、愛馬会法人は、会員に対して『応募結果通知書』を送付します。

競走馬出資金等に関するご請求については、会員が毎月末日までに愛馬会法人に必着するように『出資申込書』を送付していただければ、翌々月4日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から、会員指定の金融機関口座で自動振替を開始させていただきます。自動振替をする金額につきましては、自動振替をする当該月の前月25日頃に会員に対して『請求明細書』を送付します。

なお、『出資証書』の発行につきましては、競走馬出資金の入金確認が取れ次第、会員に対して送付します。（※但し、分割払いの場合は完納後となります）。

II 『請求明細書』に記載予定の項目

※前述「①II b～e」が記載予定の項目です。

③暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約

I 会員（顧客）は、現在または将来にわたって、次に掲げる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等もしくは社会運動等標榜グロ
- ・その他前記に準ずる者

II 会員（顧客）は、自らまたは第三者を利用して次に掲げる事項に該当する行為を行わないことを表明、確約します。

- ・暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計または威力を用いて信用を毀損し、業務を妨害する行為
- ・その他前記に準ずる行為

III 会員（顧客）は、上記Iの各種のいずれかに該当し、もしくはIIの各種のいずれかに該当する行為をし、またはIにもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により会員資格が失効したとしても一切異議を申し立てることができません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切会員（顧客）の責任とします。

④会員資格の喪失

I 会員は、支払義務が発生している競走馬出資金、一般会費、維持費出資金及び保険料出資金について、愛馬会法人に対する納入期日までに支払いを履行しない場合においては、同期日から納入完了に至る日までの分について、愛馬会法人は、当該債務額に対して年率18%の割合による延滞利息の支払を求めています。

II 会員が前項の納入期日から2ヶ月以上納入義務を履行しない場合にはその会員資格は喪失するものとし、さらに会員が有していた分配請求権並びに当該出資馬に係る一切の権利も消滅するものとし（納入済みの出資金等は一切ご返金いたしかねます）。この場合当該出資馬の商品投資受益権は愛馬会法人が承継します。また、会員は速やかに『会員証』を愛馬会法人に返還しなければなりません。

III 会員が次の事項に該当する行為を行う等、愛馬会法人の円滑な運営を妨げた場合愛馬会法人はかかる会員に対して退会を求めることができ、また、退会を求めなかった場合においても新たな出資を受け付けない場合があります。

- ・本書面の後述「12.(4)」の記載内容に違反した場合。
- ・いわゆる暴力団等反社会的勢力とみなされる場合（前述「③」参照）及び、前述「③」に掲げる入会をお断りする事由に入会後に至ったもしくは当該事実が判明した場合
- ・愛馬会法人、クラブ法人とあたかも密接な係わり合いのあるように公表し事業目的に利用するなどの迷惑行為をした場合。
- ・愛馬会法人以外の関係各所にみだりに訪問するなど迷惑行為をした場合。
- ・愛馬会法人が会員に貸与しているホームページ等の会員個々のユーザーID、パスワードを公表漏洩し

不正使用と認められた場合。

・機関誌、ホームページ等、愛馬会法人に権利が属するものを無断に複製・転載等した場合。

Ⅳ 会員が、愛馬会法人、クラブ法人及び当該出資馬並びにそれらの関係者に対して、公共の媒体（テレビ、ラジオ、インターネット等）及び愛馬会法人が本会員を対象とした集い等で、誹謗中傷と取れる内容の発言や、事実に反する発言等を行い、愛馬会法人あるいはクラブ法人に不利益を及ぼし、またはその可能性を生じさせた場合は、愛馬会法人は当該会員を退会させることができます。

Ⅴ 上記のほか、公序良俗に反する行為を行った場合は当該会員を退会させることができます。

⑤「犯罪収益移転防止法」と「マイナンバー法」

Ⅰ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）に規定する本人確認作業は、「会員証」等を本人確認書類記載の顧客住所に特定記録にて送付することにより実施します。したがって愛馬会法人は、会員指定の郵便物送付先が自宅であるか否かにかかわらず、当該「会員証」等を本人確認住所（自宅）に転送不可の特定記録にて送付し、会員となられた方にはこの方法にてお受け取りいただきます。あらかじめご了承ください。

Ⅱ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に規定する、いわゆるマイナンバーの収集等に関わる作業は、当社が行います。当該マイナンバーは、愛馬会法人の行う会員の所得税源泉徴収についての官公庁への届出事務に限って使用されます。

(2)商品投資受益権の名称

『2017年〔1歳馬〕募集のご案内』をご覧ください。

(3)販売予定総額及び口数

1頭当たりの価額及び1頭当たりの募集口数は、募集馬によってそれぞれ異なりますので『2017年〔1歳馬〕募集のご案内』をご覧ください。

(4)販売単位

愛馬会法人では、全ての募集馬について1口単位で販売しています。

(5)出資申込期間及び取扱場所

①申込期間

募集馬への出資申込みは、売日（募集を開始する日で、『2017年〔1歳馬〕募集のご案内』等に明記）から、以下の項目のいずれかに該当した時点を以って締め切ります。

- ・募集口数が満口になった時点
- ・所定の締切日が到来した時点

②申込取扱場所

お申込みは、愛馬会法人の事務所において営業時間内平日の午前9時より午後5時15分までに受け付けています。（休業日は土、日、祝祭日及び年末年始）

なお、年末年始の休業日は、会報誌等でご案内いたしますが、年により変わりますのでご注意願います。

インターネットでは、愛馬会法人のホームページ内、出資申込フォームにて随時受け付けていますが営業時間を過ぎている場合は翌営業日のお取扱いとさせていただきます場合がございます。

4. 愛馬会法人が会員から徴収する会費（経費）及び追加出資金の徴収方法

愛馬会法人は、以下の項目について、その支払義務の発生に応じて自動引落をする当該月の前月の25日頃に、会員に対して『請求明細書』を送付します。

(1)一般会費（※新規に会員になられる方はお読み下さい。）

当該経費は、愛馬会法人の運営費（発行する会報誌の購読料を含む）に充てられるもので、初回請求時から支払義務が発生し、出資頭数に拘わらず毎月1名につき3,150円の費用をお支払いいただくことになります。（※例えば、12月に入会された会員に

については、遡及することなく12月分からの支払義務が発生することになります。）
お支払い方法は、毎月4日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に会員指定の金融機関預金口座から自動振替をさせていただきます。

(2)維持費出資金

当該出資金は、当該出資馬の運用において生じる飼養管理に要する費用（育成費、厩舎預託料、各種登録料（G I レース等の追加登録料を含む）、治療費、輸送費、ご祝儀等。以下「維持費」という。）に相当するものです。クラブ法人には、2歳1月1日から当該経費の負担義務が生じますので、会員は、愛馬会法人を通じて次の方法により維持費出資金を追加出資します。

- ①会員は、クラブ法人の維持費出資に備え、維持費出資金の初回金として、1頭当たり63万円を出資割合に応じて、2歳2月4日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に会員指定の金融機関預金口座から自動振替にて支払います。
- ②クラブ法人は、毎月生じる維持費を①で会員の納入した63万円のうちから出資します。会員は、その翌月より、当該出資により減じた維持費出資金の残高を毎月初回金と同じ63万円に戻るよう、63万円に対する不足額を追加出資します。従って、会員が支払う維持費出資金の追加出資額は、実額となり、変動します。
- ③会員は、平成30年1月分（3月の自動振替）から、②の追加出資金につき、当月分を翌々月の4日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に会員指定の金融機関口座から自動振替する方法により支払います。
- ④初回金の1頭当たり63万円は、出資馬が引退・運用終了する際に、会員への分配対象として分配します。

なお、支払義務発生後に会員が当該出資馬に出資申込みをした場合であっても、2歳1月分からの維持費出資金は遡及して、会員に負担していただくこととなりますので、初回の競走馬出資金と合わせてお支払いいただきます。

(3)保険料出資金

当該出資馬は、民間の損保会社が取扱う競走用馬保険（死亡保険）に、2歳1月1日より加入するものとし、保険年度は1月1日に始まり12月31日までとします。

2歳馬保険金額に係る会員の負担義務は、当該出資馬が2歳1月に到達した月に発生します。同様に3歳馬以降の競走馬保険料のお支払いについては、当該馬齢に到達する当該年1月に支払義務が発生し、会員は、保険料出資金を当該出資馬の出資口数に応じて当該馬齢に達する前月（12月）に下記①の方法によりお支払いいただくこととなります。

なお、負担義務発生後に会員が当該出資馬に出資申込みをした場合であっても、2歳馬の年間保険料出資金は、会員に負担していただくこととなりますので、初回の競走馬出資金のお支払いと合わせてお支払いいただきます。

①当該出資金のお支払い方法

当該出資馬の1歳12月4日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に会員指定の金融機関預金口座から自動振替させていただきます。

②注意事項

愛馬会法人から競走用馬の現物出資を受けたクラブ法人は、保険約款に従って当該出資馬の競走用馬保険に対応することとなります。当該保険約款を要約すると以下のと

おりとなりますのでご注意ください。

- I 保険加入に際しては、当該出資馬の健康状態を理由として保険加入ができない場合や、限定条件付きの競走用馬保険となる場合がありますのでご了承下さい。
- II 保険金額は、2歳馬保険については募集価格の70%、3歳馬保険については募集価格の50%、4歳馬保険については募集価格の30%とします。
なお、5歳馬以降は、競走用馬保険の対象外としていますのでご了承願います。
- III 年間の保険料は保険金額の3.0%（本書面作成日現在）を当該出資馬の出資割合に応じて負担していただくことになります。
- IV 当該出資馬が平地から障害に転向した場合であっても、障害用の保険には加入しませんので、障害レースに出走したことによる事故は保険の対象外となります。また、平地の競走用馬保険は解約せずにそのまま継続します。なお、当該出資馬が障害試験に向けて行った練習を含めて障害飛越と見なされる行為に起因する事故等は保険の対象外となりますのでご了承願います。
- V 当該出資馬が引退するため、競走用馬保険を保険期間において途中解約した時に、保険会社より支払われる解約返戻金があった場合には、出資口数に応じ、会員に返戻、分配します。
- VI 当該出資馬につき不慮の事故が起こった場合は、支給された保険金をもってその損害全てに対する補填とし、会員は、愛馬会法人及びその関係者に対して何らかの損害請求はできませんので、ご承知おき下さい。
- VII 分割払いにて申し込まれた会員については、競走馬出資金の分割払い期間中に保険事故が発生した場合に限り、納入済みの出資金相当額分の保険金の支払いを受けることが可能ですが、未納となっている競走馬出資金相当額分の保険金の分配請求権はありませんのでご了承下さい。

(4)G I 競走優勝に係わる祝賀費用等預り金及び祝賀費用等精算金

当該出資馬がG I 重賞競走（J・G I、海外、地方における競走を含む）に出走して優勝した場合、出資会員は、愛馬会法人の案内にしたがって祝賀行事等を主催する場合があります。出資会員は、祝賀費用（祝賀会開催、優勝記念品制作など）の概算見積額相当額を「祝賀費用等預り金」として、出資口数に応じて愛馬会法人に支払います。祝賀費用等預り金は、優勝本賞金の10%以内を金額限度とします。愛馬会法人は、祝賀費用等預り金から費用実費を賄い、精算した後余剰金が生じた場合は、「祝賀費用等精算金」として出資会員に返金します。なお、この祝賀費用等に関しては、いったんクラブ法人が立て替えて支出した後に、出資会員が出資口数に応じて支払う場合もあります。祝賀費用等預り金および祝賀費用等精算金については、匿名組合運用に係る出資・分配としては取り扱われないものとします。

(5)海外遠征出資金

当該出資馬が海外における競走に出走（以下「海外遠征」という）するために生じた、輸送費、検疫・輸送等の帯同人件費、登録料、海上保険等の経費について、会員は、これを出資口数に応じて負担する義務があります。この経費を賄うため、海外遠征以

前に概算による費用見込み額を、またはレース後に生じた費用を、愛馬会法人の指示に従って、会員は追加出資します（詳細については後述「23. 当該出資馬の海外遠征」を参照）。

(6)事故見舞金返還義務出資金

当該出資金は、事故見舞金支給規程に定められた休養期間の満了前に当該出資馬が復帰・出走した場合、受領済みの従前の事故見舞金の一部金額につき、中央競馬馬主相互会より返還を求められる場合があります。従前の事故見舞金が会員に分配された後に当該返還請求を受ける場合、会員に返還義務が生じ、会員は当該出資金を追加出資します。

5. 匿名組合損益の帰属

クラブ法人は、計算期間末に匿名組合契約にかかる損益計算書を作成します。当該損益計算は、賞金等の収入から厩舎預託料、保険料、競走馬の減価償却費、進上金、クラブ法人営業手数料等の費用を控除して、利益あるいは損失を算出します。算出された匿名組合損益は、出資馬に対する出資口数の割合に応じ会員に帰属します。

6. 会員への利益分配に対する課税方法及び税率

愛馬会法人は、確定申告の用に供するため、「匿名組合契約等の利益の分配の支払調書」を会員に送付します。

(1)会員が個人の場合

個人会員（愛馬会法人の個人会員）の「2. 及び14.」で定める獲得賞金分配対象額のうち利益分配額となる金額は、雑所得として他の所得と合算され通常の所得税率により総合課税されます。（分配の際に源泉徴収の対象となり徴収された所定の所得税（20.42%）は、確定申告時に精算となります）

また、計算期間中に当該出資馬の匿名組合契約から生じた損失金は、次の計算期間以降に生じた利益により補填されるまで繰越します。従って、他の出資馬の匿名組合契約から生ずる利益に対する必要経費に算入することはできません。但し、当該出資馬の匿名組合契約が終了した際に生じた損失金は雑所得内での損益通算が可能です。なお、雑所得は他の所得とは損益通算できません。

(2)会員が法人の場合

法人会員（愛馬会法人の法人会員）の「2. 及び14.」で定める獲得賞金分配対象額のうち利益分配額となる金額は、法人税の課税所得の計算上、益金の額に算入し、通常の法人税率により課税されます。また、期末における当期損益分配額が損失の場合、当該損失金は当該法人顧客の課税所得の計算上損金の額に算入されます。当該出資馬の匿名組合契約が終了した際に利益分配額として受け取った金額は、益金として通常の法人税により課税されます。一方、当該出資馬の匿名組合契約が終了した際の損失金については、法人税の課税所得の計算上、損金の額に算入されます。

7. 匿名組合契約（商品投資契約）期間に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約期間は、会員と愛馬会法人との匿名組合契約成立日から、当該出資馬の運用終了後、愛馬会法人から会員に請求するうえで最終となる維持費出資金等追加出資金の納入、及び愛馬会法人から会員に支払う引退精算分配等（後述「15.(3)」のとおり）に係る引退精算金等の分配の、双方の支払いが完了した期日をもって解除するものとします。

8. 匿名組合契約（商品投資契約）の変更に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約は、当該契約が終了するまで本書面に記載する事項の内容が適用されますが、仮に、記載事項の内容について変更しなければならない事態が生じた場合には、愛馬会法人は、原則として会員に対して同意を得た上で変更を行います。

また、現在適用になっている法律の改正及びその他法律の適用を新たに受けることになった場合においては、その法律が優先されるため、記載事項の内容について変更しなければならない場合がありますのでご了承下さい。

9. 匿名組合契約の解除に関する事項

(1)解約の可否及びその条件

会員は、解約をする日の属する月分までの一般会費、維持費出資金及び保険料出資金等の追加出資金を支払った上で、当該出資馬が運用中であっても匿名組合契約を解約することができます。

但し、その際に会員には、当該出資馬に対する権利を放棄していただくとともに、『出資証書』を愛馬会法人に返還していただきます。なお、当該会員が他の出資馬に対する権利を有している場合は、その権利も放棄していただくことになります。

また、本匿名組合契約は、JRA等の競馬に出走する競走用馬を投資対象とする競走用馬ファンドのため会員から納付のあった入会金、出資金、一般会費、維持費出資金等の追加出資金等は、返金することはできません。また、会員に対して当該出資馬を含むすべての出資馬の未精算となっている利益分配金及び損失分配金並びに出資返戻金等の一切の権利を放棄していただくとともに、『出資証書』を愛馬会法人に返還していただきます。

(2)解約の方法

会員が当該出資馬の解約を行う場合には、愛馬会法人に2ヶ月以上前に連絡の後、書面にて自署、押印の上、『出資証書』を愛馬会法人に送付し、解約をする日の属する月分までの一般会費、維持費出資金及び保険料出資金を支払った上で、手続きを完了するものとします。

(3)解約申込期間

匿名組合契約成立年月日より匿名組合契約が解除される日までの期間とします。

(4)解約によるファンドへの影響

当該出資馬に係る多数の匿名組合契約の解約又は解除があった場合でも、原則として当該出資馬の運用に影響はありません。

但し、当該出資馬の馬体状況及び競走成績を考慮した上で運用終了する場合があります。

(5)クーリングオフについて

競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条の6（書面による契約解除）の適用を受けず、本商品投資契約にクーリングオフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除）はありません。

但し、「商品投資契約等の成立時に交付される書面（本約款）」及び「応募結果通知書」を受理した日から起算して10日を経過するまでの期間中に、会員から愛馬会法人に対し契約解除を希望する旨を書面にて通知した場合であって、愛馬会法人がやむを得ないと判断した場合には、当該契約の解除が認められる場合があります。

かかる契約解除が頻繁に行われる場合など、愛馬会法人は、当該会員に対して新たな出資申込を受け付けかねる場合があります。

なお、会員が営業のため又は営業としてのご契約については、当該契約解除は適用されません。

10. 商品投資受益権の譲渡に関する事項

会員は会員資格並びに商品投資契約上の地位または商品投資契約上の権利義務を会員が愛馬会法人に事前に通知することによる相続、遺贈、その他これらに準ずる譲渡をする場合もしくは愛馬会法人に譲渡（無償放棄となり前述「9.(1)解約の可否及びその条件」が適用となりますのでご了承願います）する場合を除き第三者に譲渡することはできません。また商品投資契約上の地位または商品投資契約上の諸権利を第三者に対し質入その他担保設定することはできません。但し、会員名義の錯誤訂正等に愛馬会法人は応じる場合があります。

11. 会員から出資された財産の投資の内容及び財産管理方針に関する事項

(1)商品投資の内容及び投資制限

会員から出資された財産は、金融商品取引業等に関する内閣府令第7条4ニ記載の競走用馬投資関連業務の規定に基づき、競走用馬（競馬法第14条及び第22条に基づき、JRAもしくはNARが行う登録を受けまたは受けようとする競走用馬）に限定して投資を行います。

(2)借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

①借入れについて

当該出資馬の運用に伴う預託料等の費用は、会員から出資される維持費出資金で充当します。会員から出資された維持費出資金で賄えない超過額が発生した場合、及び見込むことが困難な出来事に伴う費用については、一時的に愛馬会法人等から資金を借入れることによって補い、最終的な費用負担は当該匿名組合の損益計算を通じて、会員に帰属します。翌月の維持費出資金の精算段階、または出資馬の賞金等の発生時に行う利益分配額の計算段階で当該借入金額を算入しますので、会員に対して負担を求めることになります。

②集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

クラブ法人は、JRA及び地方競馬主催者から支払われた賞金等を活用して、別のファンド等への投資は一切行いません。また、愛馬会法人においても利益分配額、出資返戻金を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。

よって、利益分配額、出資返戻金については、会員に対して支払うまでの間、銀行等の金融機関へ預託し、適切な資金管理を行います。

(3)当該出資馬の繰上げ運用終了の有無

当該出資馬は、馬体状況、競走成績及びその他の事由により、運用終了日が繰上がる場合があります。

(4)運用開始予定日について

当該出資馬の運用開始予定日は、2歳到達時（1月1日）とします。

(5)運用終了予定日について

①運用終了

愛馬会法人は、当該出資馬をクラブ法人に現物出資します。

現物出資された当該出資馬は、馬体状況および競走成績等を考慮し、クラブ法人が当該出資馬の所有権に基づいて、JRAまたはNARの競走馬登録の抹消、並びに競走馬登録されていない当該出資馬についての登録をしないことの変更手続（本書面において「引退」または「運用終了」という）を判断し手続きしますので、運用終了予定日の定めはありません。

クラブ法人が当該出資馬の運用終了を決定した場合、愛馬会法人は、その決定を速やかに会員に通知します。なお、当該出資馬に係る第三者に対しての債権債務が確定していない場合は、当該債権債務が確定した期日をもって運用終了日とします。

②牡馬（去勢馬を含む）の場合

引退期限の定めはありませんが、当該出資馬の引退後における第三者への売却もしくは無償供与等についてはクラブ法人が判断します。

③牝馬の場合

当該出資馬が牝馬の場合には、原則として6歳3月末日を引退期限としますが、馬体状況および競走成績等を考慮し運用終了日が繰り上がる場合があります。また、6歳4月以降も現役を続行する場合は、愛馬会法人はクラブ法人の決定を受けて会員に対して事前にその旨を通知します。

④サラブレッドオークション利用による売却

i サラブレッドオークションへの出品

当該出資馬の引退・運用終了に際してクラブ法人は、サラブレッドオークション（以下、「オークション」という）に出品して売却する場合があります。オークションへの出品要領については概略以下のとおりとなります。オークションは毎週木曜日に開催され、落札馬の売却代金は翌日金曜日（金融機関非営業日の場合はその翌日）に決済されます。繁養経費については決済日まで売主負担となり、決済日翌日の出品馬引渡し以降は買主の負担となります。落札価格に消費税を加えた金額が売却代金となりこのうちより、オークション事務局に支払う売却申込料21,600円（平成29年11月7日現在。消費税込み）、売却手数料（売却代金の5%相当額。消費税込み）、銀行振込手数料が控除され入金を受けます。出品馬に応札がないなど、いわゆる「主取り」となる場合、売却申込料21,600円は売主には返却されることなくオークション事務局の受領となります。

ii 売却代金と売却経費

会員への分配対象額は前記iのとおり、売却代金から売却申込料21,600円、売却手数料（5%）、銀行振込手数料が控除された金額となります。万が一、出品馬に応札がないなど、いわゆる「主取り」となる場合、売却申込料21,600円は会員負担となります。また、繁養経費については売却代金決済日まで会員負担となります。

iii オークションに関わる他事項

- a 引退馬が中央入厩予定馬の牝馬で、後述「12.(6)③ I」に規定する買戻し代金が会員に支払われる場合、当該牝馬は、原則としてオークション前日に当該買戻し代金支払者である精算（提供）牧場に譲渡されます。したがって、当該牝馬がオークションに出品される場合の出品者はクラブ法人ではなく当該生産（提供）牧場となります。
- b オークション出品については原則として当該出資馬の競走馬登録抹消後となりますが、NAR管轄下の地方競馬場登録馬などで抹消前に出品する場合があります。当該出品馬抹消に際して給付金等の交付が期待できる場合では当該給付金の受給者は落札者となりますが、クラブ法人は、出品に際して当該給付金相当額を上回る落札希望価格を提示し、且つ入札の促進と落札価格向上を目的として当該好条件を出品情報に開示します。
- c オークション出品にあたっては、落札者から瑕疵担保責任等に関われることがないよう十分注意する必要があり、傷病等により引退となる馬は原則として出品対象から除きます。

(6)競走用馬ファンドの運用に係る計算期間

当該出資馬の計算期間は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終了するものとし、毎年12月31日を決算日とします。従って、1月1日から12月31日までに出走した場合の賞金等、並びに同時期に愛馬会法人が受領した事故見舞金等に係る分配金は、当計算期間（当年の所得計算）に帰属します。但し、計算期間末の12月に抹消引退となった競走馬の引退精算分配については翌計算期間に帰属するものとします。その他、費用収益が確定していない事項については、費用収益が確定した時期の計算期間に帰属するものとします。

(7)会員から出資を受けた財産の管理口座

金融商品取引法第40条の3及び内閣府令第125条の求めにしたがって、事業者の財産と出資財産とを分別管理するため、愛馬会法人及びクラブ法人は、匿名組合運用に関わる会員から受けた出資金を下記の口座にて適切に資金管理します。

- ・愛馬会法人における出資財産の資金管理口座
みずほ銀行神田支店 普通預金 1111452
口座名義人 株式会社サラブレッドクラブライオン
- ・クラブ法人における出資財産の資金管理口座
みずほ銀行神田支店 普通預金 1111495
口座名義人 ライオンレースホース株式会社

12. 商品投資販売契約等の種類並びに会員の権利及び責任の範囲

(1)商品投資販売契約の種類

商法（明治32年法律第48号、以降の改正を含む）第二編第四章第535条により規定された匿名組合の契約形態であって、会員が匿名組員となり営業者（本書面において「愛馬会法人」という）に出資し、愛馬会法人が行う営業から生じる利益を匿名組員（本書面において「会員」という）に分配することを約束する契約です。

(2)事業報告書の縦覧

金融商品取引法第47条の二に基づき、金融商品取引業者（クラブ法人及び愛馬会法人）が内閣府令に基づき内閣総理大臣に提出する事業報告書は、事業年度終了4ヶ月後から1年間の間縦覧することができます。縦覧を希望する会員は、少なくとも3営業日前に通知（または連絡）した上で、通常の営業時間中に、愛馬会法人の営業所にて行えます。

(3)会員から出資された財産の所有関係

当該出資馬の所有権は、商法第536条の規定に基づき愛馬会法人に帰属します。愛馬会法人は、当該出資馬の所有権により、商法第535条の規定に基づきJRA等に馬主登録のあるクラブ法人に対して現物出資を行うことによって所有権がクラブ法人に移転します。これに伴いクラブ法人は、当該出資馬の飼養管理、JRA等への競走用馬としての登録、当該出資馬を預託する調教師及び出走する競走（地方指定交流競走、海外の競走、地方競馬の競走を含む）の選択、当該出資馬の引退手続及び引退後の第三者への処分を行うものとします。なお、愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資がされていない当該出資馬の引退後の第三者への処分については、当該出資馬の所有権がある愛馬会法人が行うものとします。

(4)会員の第三者に対する責任の範囲

当該出資馬の会員は、組員として匿名組合契約に基づき出資した資金及びそれより得られた利益の範囲内で

愛馬会法人の行為に責任を負うことになります。

また、当該出資馬に出資した会員は、愛馬会法人の経営及び運用管理に参加することはできません。

なお、会員は当該出資馬の出資者であるが故をもって当該出資馬について馬主行為を行ったり、当該出資馬について調教師、調教助手、騎手、厩務員等と接触すること及びJRA等の厩舎地区に立ち入ることはできません。会員が当該出資馬に関しての問い合わせ等は、必ず愛馬会法人を通じて行うものとします。

(5)出資された財産が損失により減じた場合の会員の損失分担に関する事項について

獲得賞金等分配対象額に含まれる出資返戻金が、当該出資馬に出資した元本を下回る場合もあり、この場合、会員が出資した元本の全額は戻りませんので、本商品投資契約は元本が保証されたものではありません。

また、競走用馬によっては、馬体状況等により、競馬に出走することなく引退してしまうこともあるため、収益が保証されているものではありません。

なお、当該出資馬に関する会員の損失負担は2歳の到達時期（1月1日）より発生します。従って、2歳の到達前に当該出資馬が死亡もしくは競走能力を喪失した場合を含めて、何らかのやむを得ない事由により匿名組合契約を解除することになった場合には、当該出資馬の競走馬出資金及び保険料出資金は、会員に対して全額返金されます。

(6)会員から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権

以下に定める受領権は、当該出資馬の競走馬出資金を一括納入された会員または分割払いを完納した会員に帰属します。

①賞金等の受領権

会員が所有する賞金等に係る受領権は、クラブ法人が馬主として当該出資馬を競馬に出走させて得た本賞金、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞、付加賞、出走奨励金及び特別出走手当の合計額（本書面において「賞金」という）から、JRA等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税、並びにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉徴収所得税、進上金、消費税及びクラブ法人営業手数料の各項目の合計額、及び愛馬会法人が会員に利益の分配を行う際の源泉徴収所得税を控除した金額にあります。但し、JRA等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税（後述「③Ⅳ」のとおり）、並びにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉徴収所得税（後述「③Ⅴ」のとおり）は、クラブ法人及び愛馬会法人が精算又は還付後に会員に分配する方法により、次の②に掲げる、JRA源泉精算金及びクラブ法人源泉精算金として分配されるため、会員に受益権があります。

また、「サマースプリント」「サマー2000」などシリーズに係る褒賞金、同一年度にJRAが定める競走に優勝した馬に対する褒賞金、有馬記念競走における褒賞金、外国の競馬の競走に出走する馬に対する褒賞金（「23. 当該出資馬の海外遠征」参照）など、競馬主催者または競馬統括組織による各種報奨金の交付を受けた際には、賞金分配と同様の方法により会員に分配されます。ただし、市場取引馬について、セレクトセール・プレミアムなど市場開設者から支給を受けた重賞競走優勝等に係る奨励金に類する金品については、クラブ法人に帰属し、会員に受領権はありません。なお、地方競馬に出走する場合については、各主催者ごとに独自の賞金体系となりますが、本項規定に準拠します。

②その他の受領権

会員が所有する前記①以外の受領権は、賞品売却分配金（後述「③Ⅱ」のとおり）、事故見舞金（後述「③Ⅲ」のとおり）、JRA源泉精算金・クラブ法人源泉精算金、競走取り止め交付金、（賞金にこれらを加えたものを本書面において「賞金等」という）、及び、競走馬登録抹消給付金・同付加金、売却代金（後述「③Ⅰ」のとおり）、保険金（保険事故により支給された額又は解約保険料返戻金）の各項目の合計額を合算した額（本書面において「引退精算金」という）並びに診療費補助金、装蹄費補助金（後述「③Ⅵ」のとおり）にあります（賞金及び本項のその他の受領権から診療費補助金、装蹄費補助金を除いたものを本書面において「支払金」という）。

③注意事項

I 売却代金について

- ・牡馬（去勢馬を含む）については、第三者へ売却ができた場合にはその売却代金（消費税抜）を会員に分配します。ただし、楽天サラブレッドオークションで売却した場合には、落札価格に消費税を加えた金額が売却代金となり、このうちよりオークション事務局に支払う売却申込料、売却手数料（売却代金の5%相当額。消費税込み。）、銀行振込手数料が控除されます。

また、種牡馬となる場合にはその売却代金（消費税抜）の60%相当額を顧客に対して分配します。

- ・牝馬については、第三者へ売却ができた場合にはその売却代金（消費税抜）となります。ただし、楽天サラブレッドオークションで売却した場合には、落札価格に消費税を加えた金額が売却代金となり、このうちよ

りオークション事務局に支払う売却申込料、売却手数料（売却代金の5%相当額。消費税込み。）、銀行振込手数料が控除されます。または、その競走成績の如何にかかわらず、繁殖牝馬として当該出資馬の募集総額の10%で買い戻した代金（消費税抜）となります。

II 賞品売却分配金について

クラブ法人が馬主としてJRA及び地方競馬主催者から取得した純金メダル、金製品、宝飾品等の賞品については愛馬会法人所定の方法で売却代金を算出します（※後述「24」のとおり）。

III 事故見舞金・競走馬登録抹消給付金及び付加金について

事故で一定期間出走できない場合、またはJRAの競走用馬としての登録を抹消する場合に中央競馬馬主相互会より支給を受けるものです。

なお、休養に係る事故見舞金は、支給規程に定める休養期間以前に復帰・出走した場合、支給済みの金額の一部について返還を求められる場合があります。当該の事故見舞金がすでに顧客に分配済みの場合は、前述「4.(6)」の事故見舞金返還義務出資金の対象となり、愛馬会法人は会員に返還を求める場合があります。

また、抹消給付金及び付加金の支給規程は、当該出資馬について生涯1度の給付となりますので、当該出資馬が本書面「25・当該出資馬のNARへの競走馬登録・在籍について」に該当し、JRAに競走用馬として再登録して、その後に再び登録を抹消した際に、過去において支給されている場合、支給対象となりません。

IV JRA源泉税精算金について

JRA（NARの管轄する地方競馬主催者の場合があります）が賞金支払時に控除した源泉徴収所得税額は、クラブ法人の決算において法人税額に充当し精算します。精算後のJRA源泉税は、JRA源泉精算金として、クラブ法人が愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、会員に支払います（後述「15.(2)年次分配」のとおり）。

V クラブ法人源泉税精算金について

クラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配より控除した源泉徴収取得税額は、愛馬会法人の決算において法人税額に充当し精算します。精算後のクラブ法人源泉税は、クラブ法人源泉税精算金として愛馬会を通じて会員に支払います（※後述「15.(2)」参照）。

VI 診療費補助金・装蹄費補助金

中央競馬馬主相互会から診療費補助金及び装蹄費補助金が支給されます。現役競走期間中に当該補助金が支給されている場合は、会員に受領権がありますが、運用終了・引退後に交付を受けた当該補助金については、愛馬会法人に受領権があるものとします。当該補助金は、当該出資馬に毎月生じる維持費と適宜相殺する方法により精算します。

VII 会員に受領権がないものについて

以下のものについて、会員には受領権がありません。

- ・冠スポンサー提供のいわゆる寄贈賞品のほか、参加賞、盾、優勝馬のレイ、賞状及び優勝DVD等。
- ・クラブ法人及び愛馬会法人が消費税申告を行った際に、還付金が生じた場合の金額。

13. 競走用馬ファンドから支払われる管理報酬及び手数料について

クラブ法人は、当該出資馬が競馬に出走して得た賞金等から、以下の項目のうち①及び②に掲げる額（管理報酬）をJRA等により控除されて支払を受けます。

また、クラブ法人は、JRA等から支払われた金額から、以下の項目のうち③及び④に掲げる額を控除し、控除後額から⑤の源泉徴収所得税を除いた額（獲得賞金等分配対象額）を愛馬会法人に支払います。

支払を受けた愛馬会法人は、当該支払金額から、以下の項目のうち⑥に掲げる額を控除して出資口数に応じて会員に対して支払います。

①進上金

当該項目は、当該出資馬を管理する調教師、厩務員及び当該出資馬に騎乗した騎手に対して支払われるものであって、平地競走の場合は、賞金（ただし、付加賞を除いた額）

の20%に、付加賞の5%を加算した額が支払われます。

また、障害競走の場合は、賞金（ただし、付加賞を除いた額）の22%に、付加賞の7%を加算した額が支払われます。

② J R A 及び地方競馬主催者からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金額が75万円を超えた場合には所得税が課税されることとなり、J R A 及び地方競馬主催者が賞金から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○源泉徴収所得税の計算式

$\{\text{賞金} - (\text{賞金} \times 0.2 + 60\text{万円})\} \times 0.1021$

（東日本大震災復興に関わる復興特別所得税〔源泉徴収すべき所得税の2.1%〕が含まれます）

※当該源泉税は、J R A 源泉精算金として、クラブ法人の決算において法人税額に充当精算後に年次分配します。

③消費税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金から、以下の計算方法により控除されます。

○消費税の計算式

$(\text{賞金} - \text{源泉徴収所得税} - \text{進上金}) \times 8/108$

※1円未満は切り捨て

※「8/108」は、本書面作成日現在の消費税率。税率変更とともに変更となります。

④クラブ法人営業手数料

当該項目は、J R A 及び地方競馬主催者から支払われた賞金（但し、特別出走手当を除く）の3%（但し、重賞競走の場合には5%）の額を、クラブ法人営業手数料として賞金から控除します。

⑤愛馬会法人営業手数料

種牡馬売却の場合の手数料（売却代金（消費税抜）の40%（12. (6)③参照））

⑥クラブ法人が愛馬会法人に分配する際の匿名組合の利益分配に係る源泉徴収所得税

当該項目は、以下の計算方法により控除されます。

○源泉徴収所得税の計算式

$\text{クラブ法人が愛馬会法人に支払う利益分配額} \times 0.2042$

（東日本大震災復興に関わる復興特別所得税〔源泉徴収すべき所得税の2.1%〕が含まれます）

※当該源泉税は、クラブ法人源泉精算金として、愛馬会法人の決算において法人税額に充当精算後に年次分配します。

⑦愛馬会法人が匿名組合契約に基づく利益分配時に係る源泉徴収所得税

当該項目は、愛馬会法人が利益分配額を会員に支払う場合には所得税が課税されることとなり、愛馬会法人が利益分配額から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○源泉徴収所得税の計算式

愛馬会法人が会員に支払う利益分配額×0.2042

(東日本大震災復興に関わる復興特別所得税 [源泉徴収すべき所得税の2.1%] が含まれます)

14. 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法

獲得賞金分配対象額 (※前述「13」記載のとおり。) 及びその他の分配のうち、①の金額から②の金額を控除した金額を限度として出資返戻金とします。

①賞金等 (引退精算金を含む) 獲得時における競走馬出資金及び維持費出資金 (初回金の1頭当たり63万円は除く)、保険料出資金、海外遠征出資金、事故見舞金返還義務出資金の累積出資金額 (過去に出資返戻金があった場合は当該金額控除後の金額)

②競走馬の賞金分配月の前月末簿価

なお、上記金額の計算方法は以下の通りです。

○競走馬の賞金分配月の前月末簿価の算出方法

・取得価額の算出

取得価額＝競走馬の募集価額

※一括払い割引額、分割払い割引額及び割引券使用による割引額は、雑所得の利益として計算され、他の雑所得と合算されます。

・減価償却累計額の算出

取得価額÷48×2歳4月1日から賞金分配月の前月までの月数

※1円未満は切り捨て

・前月末簿価の算出

取得価額－減価償却累計額

獲得賞金分配対象額のうち、出資返戻金以外の金額は匿名組合契約に基づく利益分配額となります。

15. 競走用馬ファンドの支払金に関する事項

愛馬会法人は、支払金がある場合には、以下の月次分配、年次分配、引退精算分配の方法により、当該支払金のうち、利益分配額 (※前述「14.」のとおり) にかかる源泉徴収所得税を控除して出資口数に応じて会員に支払います。従って、月次分配、年次分配、引退時分配は、当該収入を得た場合であって、必ずしも予定されたものではありません。

なお、支払時期は、月次分配の賞金は、原則として、当該出資馬がJRA等の競馬に出走した日の属する月の翌々月4日 (金融機関休業日の場合は前営業日)、また、賞金以外の受領権に係る項目については、当該収入をクラブ法人が受領した日の属する月の翌々月4日 (金融機関休業日の場合は前営業日) とします。年次分配は、計算期間終了後の翌年4月4日 (金融機関休業日の場合は前営業日) とします。また、引退精算分配は、原則として当該出資馬の運用終了に際して会員が支払う最後の維持費出資金の自動振替が行われた月の翌々月4日 (金融機関休業日の場合は前営業日) とします。

支払方法はいずれも上記に定める日に会員指定の金融機関口座へ振り込むとともに、原則として、支払日の前月25日頃に会員に「支払明細書」を送付します。

(1)月次分配

当該計算期間内 (1月1日から12月31日) の出走により得た賞金、及び当該計算期間内に受領した賞金以外の受領権に係る項目の獲得賞金等分配対象額は、その出走、受領の属する月の計算期間内とし、翌々月4日 (金融機関休業日の場合は前営業日) に分配します。

賞金 (控除される内容など分配方法は前述「13.」のとおり) 及び、賞品売却分配金、事故見舞金、競走取り止め交付金 (天候悪化等により競走が取り止めまたは不成立となった場合に交付) は、月次分配の方法により分配します。

なお、賞金のうち、海外遠征による競走については、収入費用の確定した日の計算期間内に属することとなり、その翌々月4日（金融期間休業日の場合は前営業日）に分配する場合があります。また、地方競馬指定交流競走に出走した場合、主催者からクラブ法人への賞金の支払時期により、翌々月4日（金融機関休業日の場合は前営業日）に分配する場合があります。また、地方競馬指定交流競走に12月に出走した場合、収入費用の確定が翌年1月（翌計算期間）に属することとなり、翌年3月4日（金融機関休業日の場合は前営業日）に分配する場合があります。

(2)年次分配

当該計算期間内（1月1日から12月31日）に出走して獲得した賞金に係る、JRA等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税、並びにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉徴収所得税は、それぞれJRA源泉精算金、クラブ法人源泉精算金として、当該計算期間終了後の翌年4月4日に会員に分配します。年次分配における顧客の分配請求権は翌年3月末日に生じ、分配金受取り時の計算期間の所得として扱われます。

(3)引退精算分配

当該出資馬の引退・運用終了に際して、抹消給付金、付加金、売却代金（牝馬の場合の買い戻し代金を含む）、保険金（死亡の場合）、保険料解約返戻金、引退に係る事故見舞金及び運用開始にあたって会員が出資した維持費出資金の初回納付金（1頭あたり63万円）は、引退精算分配の方法により分配します。引退精算分配における会員の分配請求権は引退時に生じます。

(4)適用除外

顧客が、納入期限の到来した一般会費、競走馬出資金、維持費出資金、保険料出資金並びにその他の競走用馬ファンドに係る追加出資金等が未納になっている場合は、当該会員に対する支払金は留保します。

16. 運用終了時（引退時）の支払について

(1)精算金額の計算方法

愛馬会法人は、当該出資馬の引退時に、当該出資馬に係る精算金がある場合には、当該精算金額を出資返戻金と利益分配額に区分し、出資口数に応じて算出し、当該算出額から利益分配額に対する源泉徴収所得税（復興特別所得税を含め20.42%）を控除して会員に支払います。

(2)支払方法及び支払時期

愛馬会法人は、当該精算金額を原則として、当該出資馬の運用を終了することとなった日の属する月から3ヶ月以内を目途に、出資口数に応じて会員指定の金融機関口座へ振り込みます。

なお、会員に対して事前に『支払明細書』を送付します。

17. 会員への運用状況の報告の方法、頻度及び時期

(1)期間運用報告書

愛馬会法人は金融商品取引法第42条の7の定めに従って運用報告書として、当該出資馬の運用状況、残存簿価、獲得した賞金等に関わる「支払明細書（月次）」を原則として毎月25日頃までに会員に送付します。

(2)財産運用状況報告書・分配金及び出資金通知書

当該出資馬の運用状況については、『財産運用状況報告書』及び『支払明細書』を会員に対し、毎年12月末日の決算終了時から3ヶ月以内に会員に対し書面で送付します。

なお、内容については下記のとおりになります。

- ・募集総額
- ・1口あたりの出資額
- ・当該報告書の作成日
- ・計算期間末の純資産総額及び1口当たりの純資産額
- ・計算期間中における運用の経過
- ・計算期間の当該出資馬に関する貸借対照表、損益計算書及び純資産変動計算書
- ・前記に掲げる書面に対する公認会計士又は監査法人の監査の有無
- ・運用開始から計算期間末までの販売件数、解約件数及び計算期間中における解約件数
- ・計算期間中の配当の総額及び計算期間中における1口あたりの配当の金額

18. 競走用馬ファンド当該出資馬に係る資産評価に関する事項

前記「17. 会員への運用状況の報告の方法、頻度及び時期」を参照して下さい。

19. 計算期間に係る競走用馬ファンド（当該出資馬）の貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無

当該出資馬に関する貸借対照表及び損益計算書の書類について公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定はありません。

20. 当該商品投資受益権に関わる紛議について

①愛馬会法人が加入する一般社団法人第二種金融商品取引業協会が委託する、苦情処理措置及び紛争解決措置についての委託先の名称及び住所

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

②当該商品投資受益権に関わる訴訟について管轄権を有する裁判所の名称及び住所

・東京地方裁判所 〒100-8920 東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番4号

・東京簡易裁判所 〒100-8971 東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番2号

21. 商品投資契約に係る法令等の概要

匿名組合契約は、商法535条から同法542条に規定されている匿名組合契約であって、匿名組合員となる出資者が営業者の営業のために出資し、その営業から生じる利益の分配を受ける契約です。匿名組合においては全ての営業が営業者の名前で行われるため、その営業のため取得された資産は全て営業者の所有に帰し、匿名組合員となる出資者は第三者に対して権利義務が生じませんが、自己の出資金及びそれより得られた利益を限度に責任を負担します。

また、会員に対し交付する書面、不当な勧誘等の禁止等の行為については、金融商品取引法第38条及び第40条など金融商品取引法の規定に基づいて行為規制を受けております。

なお、馬主登録、競走用馬としての登録及び抹消については、競馬法（昭和23年法律第158号）の規定に基づいて規制を受けております。

22. 会員が愛馬会法人の営業所において事業報告書を閲覧できる旨

前述「12.(2)」記載のとおり会員は事業報告書を縦覧することができます。

23. 当該出資馬の海外遠征

当該出資馬を海外における競走に出走させる場合には、その出否を当該出資馬の所有権があるクラブ法人が決定し、愛馬会法人は会員に対してその旨を通知します。

出資馬の海外遠征に際して生じた、検疫・輸送の帯同人件費、登録料、海上保険等の経費については、当該出資馬の競走成績に関わりなく会員に負担義務があります。賞金等の受益権は会員にあります。

海外遠征では、クラブ法人への賞金等の入金時期が遠征先の事情により異なり、また、遠征費用のすべてを把握するまでに時間を要することから、愛馬会法人は、収入費用が確定次第、分配・追加出資（前述「4.(5)海外遠征出資金」のとおり）等の事務作業を行います。

海外遠征の場合の進上金の取扱いについては、控除率など遠征先の控除規定を優先しますが、この控除規程において本邦規定の調教師・騎手・厩務員が対象となっていない場合、本邦規定を準用します。また、JRA交付の褒賞金を受ける場合については、これを進上金の対象とします。

24. 賞品売却分配金の算出方法について

クラブ法人が馬主としてJRA及び地方競馬主催者から取得した純金メダル、金製品、宝飾品等の賞品については、以下の方法により算出し、出資会員に分配します。但し、冠スポンサー提供のいわゆる寄贈賞品のほか、参加賞、盾、レイ、賞状、及び優勝DVD等については、出資会員に受領権はありません。

(1)純金メダル、金製品の場合

金製品取扱専門業者の購入価格（消費税抜き）とし、出資口数に応じて出資会員に分配します。

(2)金製品以外の宝飾品等の場合

宝飾品等の専門業者の購入価格（消費税抜）とし、出資口数に応じて出資会員に分配します。なお、換価性の劣る賞品の場合、換価できない場合がありますので、ご了承ください。

25. 当該出資馬の地方競馬への競走馬登録・在籍について

(1)NARへの競走馬登録と出資馬の運用について

クラブ法人の所有する競走用馬は、JRAの競走馬登録を行い、JRAの競走において運用することを基本としますが、NARの競走馬登録を行って地方競馬の競走に出走させることで運用する場合があります。原則として、当該出資馬がJRA未出走・未勝利馬であって、NARに転籍してJRAが競走用馬として再登録するための条件をクリアし、その後JRAに再登録することを目的とします。

当該出資馬をJRA・NARのいずれかに登録・在籍させるかについてはクラブ法人が判断するものとし、愛馬会法人を通じて会員に通知します。したがって、会員は、出資馬がJRA・NARのいずれかに競走馬登録された場合においても、匿名組合契約が終了するまでの間、本書面に定める権利義務にしたがって、維持費出資金等の追加出資金納入等を行い、また、分配を受けます。なお、賞金体系等については、主催者（各地方競馬場）ごとに別途定められており、各主催者の定める内容に従います。

(2)JRA未勝利馬を地方競馬に転籍した後再度JRAに登録する制度について

当該出資馬がJRAの平地競走において未勝利（平地重賞競走において2着のある場合を除く。未出走の場合を含む）の場合、3歳未勝利戦の番組終了と同時に、平地競走においては、原則いわゆるローカル開催にしか出走できなくなります。また、自動的に500万下条件に編入されますが、出走は、取得賞金のある馬が優先されるため、取得賞金が「0」の未勝利馬は最初に除外の対象となってしまいます。ただし、JRAの競走馬登録を抹消した後、地方競馬に転籍してJRAの定める成績（本書面作成時では、JRAに再登録する際において、地方競馬競走で2勝以上を挙げている2～3歳馬、もしくは、3勝以上を挙げている4歳以上の競走馬）を挙げた競走馬については再度JRAの競走馬登録を行った場合（以下本書面において「JRAの再登録」という）取得賞金が「0」でなくなり未勝利馬ゆえの出走制限を受けることなく出走できることとなります。

(3)引退・運用終了の判断とその後の地方競馬への出走について

JRAの競走馬登録を抹消する、或いはJRAに競走馬登録を行わないことをもって、引退・運用終了、匿名組合契約終了とする判断については、当該出資馬の運用継続による採算性等を考慮してクラブ法人が行います。したがって、当該出資馬が未勝利馬・未出走馬の場合において、NARへの転籍は必ずしも行われるものではありません。また、NARに転籍後、地方競馬にて運用中に、引退・運用終了、匿名組合契約終了とする判断を行う場合がありますので、「JRAの再登録」は必ずしも行われるものではありません。また、愛馬会法人と会員との間の当該出資馬の匿名組合契約が終了する際、当該出資馬が譲渡されることがありますが、当該譲渡によりあらたに当該競走馬の所有権を取得した第三者が、当該競走馬を地方競馬に出走させることのあることを、当該出資馬の会員は了承するものとします。クラブ法人は、かかる匿名組合契約終了とする判断について、出資顧客の利益を最優先に誠実に行うものとします（ただし、その判断の結果責任を負うものではありません）。

26. 個人情報の取扱い及び利用目的の特定について

愛馬会法人は会員と匿名組合契約をするにあたって取得した個人情報については取扱う個人情報に関する情報の漏洩、滅失または毀損の防止等を図るため、個人情報に関する安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について十分に取り組みつつ、以下に掲げる利用目的の範囲内で取扱いを致します。但し法令に基づく場合、又は人の生命、身体又は財産の保護等のため必要がある場合には当該利用目的の範囲を超えて利用する場合がありますのでご了承ください。なお、利用目的を変更した場合には変更された利用目的を書面でお知らせします。

(1)収集・登録・利用

愛馬会法人は入会・出資申込書及び資料請求等によりお届けいただいた会員の個人情報と入会後の取引により生じた情報を登録します。一般に公開された情報を除き、会員の了解なく第三者から顧客の個人情報を収集、利用することはありません。

(2)利用目的

愛馬会法人は会員の情報を会員への本競走用馬ファンドの提供と、これに関する以下の業務を行う目的の範囲内で利用します。

- ・当該出資馬の状況や各種お問合せ、お支払またはご請求金額、募集馬のご案内などの各種通知等にかかわる

こと

- ・牧場見学ツアーなどのイベント、優勝記念写真等につき愛馬会法人等の関係会社が発する情報のご案内物を、預かって愛馬会法人が送付すること
- ・牧場見学者の訪場の際し、牧場が必要として愛馬会法人に提供を求めた氏名、年齢、性別、出資状況、訪場履歴等の情報を提供すること
(※なお、会員からの求めがあれば直ちに、当該会員分の個人情報の提供を停止しますが、牧場見学に参加することはできませんのでご了承願います。)
- ・愛馬会法人が個人情報（氏名、生年月日、性別、住所・居所、電話番号、職業、指定金融機関の口座番号、出資状況など）を保有するため、電子情報処理組織を使用する方法等により情報を最新かつ正確に保つようつとめること
- ・出資契約に至らなかった会員及び愛馬会法人から退会した会員の情報については、退会后2年以内に行われる「募集馬カタログ」の送付に利用する場合があること
- ・当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の広告物の提供をすること

(3)個人情報の第三者提供について

愛馬会法人では、あらかじめ会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、次の場合には、あらかじめ会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

- ・法令に基づく場合。
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合。
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合。
- ・国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

(4)開示・訂正・削除

愛馬会法人は会員の個人情報を正確かつ最新の状態で管理するよう努めます。また、会員から愛馬会法人が登録している情報についての開示の請求があった場合は誠実に対応し、登録情報に誤りがあった場合は迅速に訂正又は削除します。

27. 金融商品取引法の関連法令に定める契約時書面の記載事項

(1)商号、名称及び登録番号

前述「1. 愛馬会法人及びクラブ法人」を参照してください。

(2)当該契約の営業所又は事務所名

株式会社サラブレッドクラブライオン 本店
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町三丁目6番地2 NKビル8階

(3)当該契約の概要

前述「2. 会員から出資された財産の運用形態」を参照してください。

(4)当該契約成立の年月日

出資馬が決定した際に送付する「応募結果通知書」記載の年月日。

(5)租税に関する事項

前述「6. 会員への利益分配に対する課税方法及び税率」を参照してください。

(6)会員の氏名又は名称

出資馬が決定した際に送付する「応募結果通知書」に記載しています。

(7)会員が業者に連絡する方法

①書面による連絡

前述「27.(2)」を参照してください。また、出資馬が決定した際に送付する「応募結果通知書」にも業者名及び住所の記載があります。

②電話による連絡

03-3295-0688（代表）営業時間（営業日の午前9時より午後5時15分まで）
③電子メールによる連絡
info@tc-lion.com

(8)自己又は委託の別（取引の種別）

「自己取引」に該当します。

(9)売付け等又は買付け等の別

「売付け等」に該当します。

(10)銘柄

出資馬が決定した際に送付する「応募結果通知書」に記載しています。

(11)約定数量

出資馬が決定した際に送付する「応募結果通知書」に記載しています。

(12)単価、対価の額、約定数値その他取引一単位あたりの金額又は数値

出資馬が決定した際に送付する「応募結果通知書」に記載しています。

(13)会員が支払うこととなる金銭の額及び計算方法

前述「3. 愛馬会法人への入会及び商品投資受益権の販売に関する事項」及び「4. 愛馬会法人が会員から徴収する会費（経費）及び追加出資金の徴収方法」を参照してください。また、当該契約について支払うこととなる金銭の額は契約時に送付する「請求明細書」に記載しています。

(14)取引の種類

前述「12. 商品投資販売契約等の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲」を参照してください。

(15)当該有価証券の譲渡制限の有無とその内容

前述「10. 商品投資受益権の譲渡に関する事項」を参照してください。

(16)当該契約の種類並びに会員の権利及び責任の範囲に関する事項

前述「12. 商品投資販売契約等の種類並びに会員の権利及び責任の範囲」を参照してください。

(17)当該商品受益権に係る契約期間に関する事項

前述「7. 匿名組合契約（商品投資契約）期間に関する事項」を参照してください。

(18)当該契約の解約に関する事項

前述「9. 匿名組合契約の解除に関する事項」を参照してください。

(19)商品ファンドの収益の分配の方法

前述「13. 競走用馬ファンドから支払われる管理報酬及び手数料について」、「14. 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法」及び「15. 競走用馬ファンドの支払金に関する事項」を参照してください。

(20)満期時の償還金の支払方法及び繰上償還がある場合における当該償還金の支払方法

前述「16. 運用満了時（引退時）の支払について」を参照してください。

(21)配当及び償還金に対する課税方法及び税率

前述「6. 会員への利益分配に対する課税方法及び税率」を参照してください。

(22)当該契約における競走用馬の血統及び飼養管理の状況に関する事項

『2017年「1歳馬」募集のご案内』に記載しています。

